

2026年度 公益社団法人滋賀県社会福祉士会 事業計画

I 基本方針

1. 運営の方針と理念

2021年度から、社会福祉士養成課程における教育内容が順次見直され、国家試験についても第37回の前回試験から、新カリキュラムに沿った出題が行われるようになりました。

この見直しの基となったのが、2018年3月に取りまとめられた社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会報告書「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について」です。

同報告書では「幅広い分野における社会福祉士の活用への期待」、「多様化・複雑化したニーズに対応できる実践能力の必要性」、「地域住民等との協働や関係者との連携」、さらには「養成課程の見直し」が示され、その中核に「地域共生社会の実現」が掲げられています。

地域共生社会は、制度の改正によって自動的に実現するものでも、誰かの指示によって完成するものでもありません。人と人、人と社会、社会と社会との関係が折り重なり、日々の実践の積み重ねによって形づくられていくものです。

そのためには、私たち社会福祉士が互いに支え合いながら、クライアントや関係者、地域社会と連携・協働していくことが、今ますます求められています。

本会は、ソーシャルワーク専門職である社会福祉士が学び合い、支え合う拠点となり、実践能力の向上を図るとともに、その専門性を社会に公益的に還元することを目的として、次の重点項目に基づき事業を推進します。

重点項目

1. 実践能力を身につけるための研修会の開催および学習機会の確保
2. 会員同士がつながり、支え合いが生まれる機会の拡充
3. 広報啓発、意見表明、研修・会議への参画等を通じた情報および意見の発信

2. 組織体制

(1) 委員会・事務局体制

委員会等の名称	所掌事務
権利擁護センターぱあとなあ滋賀	成年後見活動に関わる会員の育成と支援、地域の権利擁護体制構築に対する支援・機関連携
虐待対応支援委員会	虐待対応支援ネット・虐待防止の取り組み
子ども家庭福祉委員会	スクールソーシャルワーク・いじめ問題・居場所等子ども家庭福祉に関する啓発や研修
司法福祉委員会	事業所等相談アドバイス事業・更生支援計画
共生社会推進委員会	実践交流会、ソーシャルワーカー専門職団体連携、近畿ブロック参画、講師派遣等、啓発・研修
社会福祉士養成支援委員会	国家試験対策・社会福祉士養成校・新会員支援
支援者支援委員会	包括的相談支援・スーパーバイズ・研修講師派遣
福祉サービス評価委員会	第三者評価・外部評価
生涯研修センター運営委員会	基礎研修の運営、認証研修の企画
広報委員会	広報発行・ホームページ運営・SNS 管理
災害対策支援委員会	災害対策・災害支援・BCP
事務局	事務局運営・会員管理

(2) 委員会を横断した事業展開

2025年度から委員会を再編し、1年をかけてそれぞれの活動を形づくり、今後はそれぞれの委員会が横断的に事業を展開することで、専門分野の認証研修の開催や、専門的な取り組みの広報啓発など、幅広い活動を深化させた事業展開を図ります。

Ⅱ 事業計画

【公益事業】

1. 社会福祉の援助を必要とする滋賀県民への生活と権利擁護に関する事業

(1) 権利擁護センターぱあとなあ滋賀の充実・強化

「権利擁護センターぱあとなあ滋賀」(以下、「ぱあとなあ滋賀」とする)は、権利擁護を目的に主に会員の成年後見制度利用に関する活動を支える部門です。具体的には以下の通りです。

- ぱあとなあ登録会員の受任へのサポートをはじめとする成年後見制度に関わる活動
- 県下各圏域の利用促進協議会、地域連携ネットワーク等への参画
- 「なんでも相談会」への相談員派遣
- 「県民のための成年後見制度活用セミナー」の開催や講演等の啓発活動
- 関係する他職種団体や家庭裁判所、中核機関、行政機関との連携・協働活動等

これらの事業を通し、高齢者や障がい者等が自らの権利を守り、行使できる基盤づくりに寄与するため、ぱあとなあ滋賀は以下の取り組みを行います。

① 組織体制の充実と受任者の質の向上への取り組み

2025年2月報告時点で、ぱあとなあ滋賀名簿登録会員は計154名。後見403件、保佐258件、補助98件、任意後見4件、あわせて763件を受任しています。

年々増加する登録会員同士の交流および自己研鑽機会の創出のため、ブロック別例会(県下6ブロック)を開催いたします。また、ブロック毎に選出された運営委員と運営委員長、副運営委員長で組織される運営委員会を原則月1回行います。

② 成年後見人材育成研修および名簿登録研修を実施

今後も益々、社会福祉士の担い手への需要が見込まれることから、昨年度に引き続き両研修を滋賀県で実施します。研修にあたっては、ぱあとなあ運営委員会内部で組織される研修部会を中心に企画し、また、日本社会福祉士会との連携を行います。

③ ぱあとなあ基金の活用

改訂した「ぱあとなあ基金に関する規程」を施行し、様々な事情で報酬が受領できない案件についての助成を行います。助成を行う際には、基金設立当時の目的に沿い、限りある資金を有効に活用します。

④ 各関係規程の見直しの検討

成年後見利用促進法の施行や成年後見制度の需要の拡がりなどの社会情勢の変化に応じた運営規則やマニュアルの見直しをはかり、会員にとってよりわかりやすく、また実効性のある内容に改訂できるよう、協議をすすめます。また、「ぱあとなあ滋賀事務手数料」についても、適正な手数料について、運営委員会および理事会と協議を行い、これまで以上に有効に活用します。

⑤ 苦情対応の仕組みの充実

滋賀県社会福祉士会懲戒規則に基づき、ぱあとなあ滋賀運営委員長を筆頭に、ぱあとなあ滋賀会員の後見事務に対する苦情案件に関し、当該ブロック運営委員等が調査等の対応にあたります。苦情内容によっては、外部委員(弁護士)を委員長とした綱紀委員会を設置して対応します。今年度も、倫理綱領・行動規範に基づいた適切な対応をすすめ、クライアントの権利擁護体制を確立します。

⑥ 関係機関との連携

権利擁護に関するソーシャルアクションの目的を含め、家庭裁判所裁判官や書記官と滋賀弁護士会、リーガルサポート滋賀支部、ぱあとなあ滋賀の三士会とが定期的に協議の場を持ち、連携を密にします。

また、県内の各中核機関や利用促進協議会、高齢者・障がい者を対象とした相談会である「なんでも相談会」等に対し、ぱあとなあ滋賀会員の積極的な参画を進めます。

⑦ 研究会等有志の活動促進

ぱあとなあ滋賀会員の自己研鑽の機会を作り、ぱあとなあ滋賀会員以外の会員へも学びの場を提供します。

⑧ 「県民のための成年後見制度活用セミナー」(以下、「県民セミナー」とする)の開催

今年度も、県民セミナーの実施について、県民セミナー企画部会を設置し、広報等を含め、計画的な実施ができるよう取り組みます。(年1回 県内1ヶ所で開催)

(2) 高齢者・障害者虐待対応支援ネットによる専門職チームの活動

① 虐待対応支援委員会の設置

主に高齢者・障害者虐待対応支援ネットによる専門職チームの活動を担当する委員会として虐待対応支援委員会を設置します。専門職チームの活動を中核として、他の委員会や関係機関とも連携して、虐待に関する研修や啓発の取り組みなど、虐待の防止に関する取り組みをすすめます。

② 高齢者・障害者虐待対応支援ネットによる専門職チームの活動

「高齢者・障害者虐待対応支援ネット」は、市町において適切に虐待対応ができる仕組みの確立を目指して活動しています。

2009年9月以降、滋賀弁護士会とともに設置、要請のあった市町と契約を締結し、虐待対応ケース会議での相談対応など高齢者に対する権利擁護事業に対して支援を行ってきました。また、2012年10月施行された障害者虐待防止法に対応するため、市町からの要請に応えるべく、専門職チームとしての専門性の研鑽をはじめ、県や市町に対して支援ネットを活用した権利擁護体制整備の必要性の広報、研修会等へのアドバイザーの派遣など、支援体制の強化等にも取り組んできました。

近年、高齢者・障がい者虐待に関する社会の意識の高まりとともに、今後も相談通報件数の増加が予想されます。行政への助言には更なる専門性が求められることから、委員の資質の更なる向上に努め、専門職の役割や活用が広がるよう努めます。

ア ケース会議等への派遣

契約する市町の依頼により委員を派遣し、虐待対応ケースの助言を行います。

2026年度の市町との派遣契約先予定一覧表(2025年度契約実績に基づく)

市町	高齢者虐待対応	障がい者虐待対応
米原市	○	○
栗東市	○	○
草津市	○	○
野洲市	○	○
守山市	○	○
高島市	○	○
近江八幡市	○	○
長浜市	○	○
湖南市	○	○
甲賀市	○	○

イ 定例会の開催(年6回予定)

運営上の課題等についての協議や情報共有を行うための定例会を開催します。

ウ 運営委員会の開催(年3回予定)

社会福祉士会の運営委員が専門職チームにおける社会福祉士としての課題解決に向けた協議を行います。

エ 研修会・事例検討会等の開催(年2回予定)

自治体への助言の質の向上に向けたチーム全体のスキルアップを目的とした研修を開催します。

オ 助言についての検証(年2回予定)

市町への派遣後の振り返りを目的とした検証会を定期的に行い、社会福祉士としておさえておくべき点などの確認を行います。

カ 虐待防止の取り組みに対する検討

各市町に派遣される虐待事案の多くが、虐待発生後の悪化予防(虐待の二次予防)であり、虐待を発生させないための方策(虐待の一次予防)及び、虐待対応終了後の再発防止(虐待の三次予防)に向けての取り組みを検討します。

キ 養護者による高齢者虐待対応現任者標準研修の実施

(滋賀県社会福祉協議会と共催)

(3) 子ども家庭福祉に関わる社会福祉士の連携を継続できる基盤づくり

子どもの権利を尊重し、子どもの最善の利益をはかることのできる社会福祉士としての力量、資質を向上するための活動を行います。これらを具現化するために会員相互のネットワークを構築し、さらに有機的な連携、またそれぞれの支援現場での活動につなげられるような相互研鑽ができるような活動を行います。

2023年4月の「こども基本法」や「こども大綱」の整備から3年が経ちましたが、支援が行き届かない子どもや家庭、困難さを有する子ども若者への支援を届けていくために多種多様な領域、官民間わなないネットワークができることを社会福祉士会としても目指していきたいと思えます。あらゆる子どもや家庭を取り残さない連携や協働による支援活動を促進していきます。

事業概要

① 推進に関する会議

子ども家庭福祉委員会において年間2回の交流・学びの場を持ちます。

a. 子ども家庭福祉に関する研修会の企画

b. いじめ問題に関する社会福祉士としての実践報告などの情報提供

c. スクールソーシャルワーカーの育成に関すること(滋賀県教育委員会への協力)

* 委員長、副委員長、関係理事などコアメンバーによる企画調整会議は別途実施)

② 研修会の開催

事例検討を含めた研修会を開催します。児童の領域に限らず、他分野、他職種の対人援助職などと繋がる場作りとして研修会を開催します。(年2回程度)

③ 支援現場での活動へのサポートや地域づくりへの積極的な関与

社会福祉士として地域づくりに積極的に関与できるような相互の学び合い、協働を目指します。

(4) 更生保護・司法との連携、

触法・被疑者となったしょうがい者・高齢者の支援に関する事業

① 司法福祉委員会の活動促進

司法と福祉との連携を図る取り組みをすすめる基盤として、2025年度より司法福祉委員会を設置しました。これまで実施してきた事業所等相談アドバイス事業(包括的相談支援サポート事業)を中核として、犯罪行為の背景にある福祉的課題(成育環境・貧困・孤立・しょうがいや認知症と医療や福祉などのサポート環境など)に着目し、犯罪行為に及んだ方々を支援する取り組みを行うとともに、支援者を対象とした研修にも取り組みます。

② 事業所等相談アドバイス事業(現 包括的相談支援サポート事業)の実施

非行や犯罪行為に至った人たちの中には、貧困や疾病、嗜癖、しょうがい、被虐待歴などの厳しい生育環境からくる後遺症、孤独など、様々な生きづらさを抱えている方が多く存在します。

その犯罪行為が、課題をさらに複雑化してしまうことも多く、地域で支援する人たちが支援に行き詰まることも少なくありません。

こうした家族や支援者にとって、専門的な助言を受け、場合によっては専門的アプローチを行える機関があると、今より安心して支援が継続できると思われれます。

滋賀県再犯防止推進計画の一環として、社会福祉士会が事務局を担い、県行政や専門家チーム(ASB:「反社会的行動を伴った障がい者」)に対する地域支援検討委員会と連携し、地域で犯罪行為歴のある人を支援している人への「支援者支援」を行います。

事業概要

- ・ 相談受付・アドバイス事業
- ・ 困難事例検討委員会(ASBと共同開催)
- ・ 寄り添いアドバイス事業(検討後のフォロー等)
- ・ 研修会

③ 更生支援計画の作成や地域での支援に向けた体制整備

弁護士会と連携し、認知症やしょうがいなどにより、司法手続きにおいて困難のある人を支えるために、更生支援計画の作成に関われる社会福祉士の養成を行います。

④ 認証研修の開催など、司法福祉の分野において活動出来る会員の育成

司法福祉の分野において活動出来る社会福祉士を増やすために、研修委員会とも連携し、認定社会福祉士制度に基づく認証研修の実施に向けて具体的な検討を行います。

2. 社会福祉の知識の普及・啓発・調査研究、社会福祉士の職務に関する知識・技術の向上、倫理及び資質の向上、養成支援、災害対策等

(1) 県民への社会福祉に関する知識及び技術の普及

県民に対して社会福祉に関する知識や技術に関する普及・啓発の機会を設けるとともに、ソーシャルワーカーやソーシャルワーク実践の広報、周知に努めます。

事業概要

① 県民向け公開講座(県民セミナー)の開催(年1回 県内1ヶ所で開催)*再掲

② ソーシャルワーカーデーの開催

ソーシャルワーカーが社会福祉の支援を必要とする人びとの生活を護り、すべての人が尊厳を保持し自分らしく安心して生きることができる社会の実現をめざして行動する決意と宣言である「ソーシャルワーカーデー宣言」(2009年7月20日)に基づき、ソーシャルワーカーの実践の推進と普及を図るための活動を関係団体と連携して実施します。

③ ふくし出前講座

県民の皆様が身近に社会福祉を感じ、興味・関心が高まることを目的に社会福祉士を講師として派遣します。

(2) 社会福祉および社会福祉士に関する調査研究

① 共生社会推進委員会の活動推進

社会福祉の幅広く多様な分野、領域で実践をしている会員の研鑽と、会員同士の実践共有と学び合いを推進し、必要に応じて課題提起や発信を行います。

ア 領域・分野別学習会の開催

高齢者、障がい児・者、子ども家庭、生活困窮者等のソーシャルワークの対象となる領域や各分野の課題に関する学習会を開催します

イ 「社会福祉士実践交流会」の開催

社会福祉士会の会員同士の実践から学び合い、交流する「社会福祉士実践交流会」を開催します

ウ ソーシャルワーク実践からの発信活動

滋賀県医療ソーシャルワーカー協会、滋賀県精神保健福祉士会、滋賀県社会福祉士会の滋賀県内ソーシャルワーカー3団体の合同学習会及び広く関係者を対象としてソーシャルワーク実践からの情報発信を行います

② 滋賀県社会福祉施策検討委員会(旧:社会福祉関係団体予算対策協議会)への参画

本会の事業・活動、会員のソーシャルワーク実践を通して把握した福祉課題への対応をすすめるために、社会福祉施策検討委員会(事務局:滋賀県社会福祉協議会)に参画して施策提言を行います

③ 傍楽体験事業の実施

「コミュニケーションが苦手」「働くことに不安がある」など働きたいけれど不安を感じておられる方々が、はじめの一步を踏み出せるきっかけにつなげていくことを目的に、毎月第2木曜日発行の事務局通信の封入・発送作業等を通じて、「小さな働く場」づくりに取り組みます。

(3) 社会福祉士の養成支援(社会福祉士養成支援委員会)

① 社会福祉士養成支援委員会の活動推進

社会福祉士養成支援委員会を設置し、社会福祉士国家試験を受験する人に対し、計画的な学習支援を行います。また、新カリキュラムにおける現場実習に対応した、より質の高い実習が実施できるよう、社会福祉士実習指導者講習会を開催します。

ア 社会福祉士国家試験受験対策講座の実施(近畿ブロック内での共同開催の検討)

イ 社会福祉士全国統一模擬試験の実施

ウ 社会福祉士実習指導者講習会(養成およびフォローアップ)の実施

エ 近畿ブロック会議への参加:近畿ブロック受験対策講座の担当者会議・実習班会議

② 新入会会員や福祉分野での経験の浅い福祉職員へのサポート

社会福祉士国家試験のカリキュラムや出題内容の変更により、国家試験においては基礎的な知識を重視する内容へと変わってきました。それに伴い、職能団体である社会福祉士会には、資格取得者へのサポートや教育を行う役割がより求められるようになりました。

これまで実施してきた受験対策講座や実習指導者講習の実績をもとに、新しく社会福祉士資格を取得し入会した新しい会員をサポートする機会を設けます。

また、受験対策講座を経て資格を取得し入会した会員に、受験対策講座での役割を担ってもらうことで、社会福祉士としての役割意識の醸成に取り組みます。

(4) 支援者支援の取り組み

① 支援者支援委員会の運営

これまで、包括的相談支援従事者サポート事業により、県内の福祉支援者に対する「支援者支援」を行ってきました。そして、会員に対して「スーパーバイズの体制」を整えてきました。また、社会福祉士に期待される役割が大きくなり、実践に伴う負担も大きくなっていることから、会員を支える仕組みづくり、会員が支え合う取り組みの一層の展開を図るべく、支援者支援委員会として再編し、引き続き同委員会を運営していきます。

② 包括的相談支援従事者サポート事業の実施(滋賀県委託事業)

この事業は滋賀県からの委託事業であり、県の重層的支援体制整備に位置づけられています。本会では、「相談支援者へのサポート事業」の受託名称で、複雑で複合的な

課題のある人への支援者に対し、寄り添い、ともに考え、支える「支援者支援者」を行い、知識・スキルの向上のための研修を実施する内容としています。

多様で複雑な課題のある人への支援を継続させるためには、支援者である「キーパーソン」の存在が重要ですが、ともすれば孤立や疲弊により支援継続が困難になる状況が起こり得ます。こうした様々な職種・分野の「キーパーソン」に対し、寄り添い共に考える「支援者支援」を引き続き行います。

本会のサポート事業の対象者となる支援者「キーパーソン」は、重層的支援体制整備事業を実施されている区域の方だけが対象ではなく、また、県内市町でも新たに重層的支援体制整備や、準備体制が整えられてきているため、各支援者も相談機能の充実とより高い専門性が求められるようになります。支援者支援へのサポート事業の役割がより求められるものとなるため、引き続き、様々な分野にわたり活躍している会員の力を生かして、事業展開をしっかりとできる仕組みや体制作りを進めます。

(5) 倫理綱領違反・ハラスメントを防ぎ、助け合える環境の維持

社会福祉士の倫理綱領には、クライアントに対する倫理責任はもちろんのこと、組織・職場、社会に対する倫理責任、専門職としての倫理責任について述べられています。行動規範には具体的な行動について明記されています。

総会や研修などさまざまな機会において、倫理綱領や行動規範について考えたり話したりする時間を設けるなど、倫理綱領違反やハラスメントを未然に防ぐ取り組みをします。

【収益事業】

1. 社会福祉事業のサービス評価

(1) 福祉サービス評価委員会の設置

これまで滋賀県健康福祉サービス第三者評価事業への参画や、認知症高齢者グループホームの外部評価に継続的に取り組んできました。福祉サービスの質の向上を図る観点からも重要な事業であり、安定的に事業運営を行うために福祉サービス評価委員会を設置します。

(2) 滋賀県健康福祉サービス第三者評価事業への参画

県が2000年から取り組んでいる「滋賀県健康福祉サービス第三者評価事業」は、事業者が自らのサービスについて評価する「自己評価」、事業者でも利用者でもない第三者の評価機関が評価する「第三者評価」等があり、事業者自らの取組により、健康福

社サービスの質の向上を図るとともに、利用者によるサービス選択に資することを目的としています。

本会も2017年12月に滋賀県より第三者評価機関の認証を受け、県内の福祉サービス事業所(介護事業所・障がい福祉事業所・保育園等)を対象とした福祉サービス第三者評価事業に取り組みます。

第三者評価受審実績にかかる取り組み

- ① 県内、介護事業法人、障害福祉事業法人、保育園等へ第三者評価事業の案内パンフレットを配布し、1件でも多くの第三者評価の受審実績を確保する
- ② 社会福祉士会会員が所属する法人等への直接の受審依頼の協力を得る
- ③ 第三者評価調査員養成研修を受講した調査員の人数確保を図る

(3) 認知症高齢者グループホームの外部評価の実施について

(第三者評価委員会の活動の充実・強化)

2005年度から認知症高齢者グループホームの外部評価機関として滋賀県の認証を受けて調査・公表を実施してきました。本会が行う外部評価は、「福祉の専門職」である本会会員が調査員となり、利用者の方、ご家族の安心と満足、心地よさ、快適さの向上を図るため、更によりよいサービスを提供するにはどうしたらよいか、各事業者の関係者と一緒に考えることを大切にしています。

地域密着サービスが、地域に開かれた質の高いものとなることを願い、調査員の質の向上はもとより、外部評価機関としての質の向上を高めていくため、専門家や他機関とも連携して活動を行います。

- ① 福祉サービス評価委員会の安定運営に向けた取り組み
 - ア 福祉サービス評価運営委員会議の開催（年3回程度）
 - イ 第三者評価・外部評価事業の審査委員会の設置に向けた準備
- ② 第三者評価機関・調査員の資質の向上に向けた取り組み
 - ア 第三者評価委員会の開催（必要時）
 - イ 第三者評価委員会において情報交換及び研修の実施
 - ウ 調査員に対する、調査も質の維持及び向上に向けて研修の実施(年1回予定)
- ③ 県内地域密着型サービス事業所への周知
 - ア 既存事業所に対する活動(外部評価)
※過去に評価した事業所や2年目となった事業所等を重点的に行う
 - イ 新規受託した事業所に対する周知 事前に事業所を訪問し説明会を行う
- ④ 調査員の確保
 - ア 県主催の第三者評価調査員養成研修の周知及び参加者の拡大
 - イ 県主催の外部評価調査員養成研修の周知及び参加者の拡大

【その他の事業】(相互扶助等事業)

1. 社会福祉士の知識・技術および倫理・資質の向上

(1) 滋賀県生涯研修センターの充実

- ① 生涯研修センター運営委員会の体制強化
生涯研修センター運営委員会の体制を強化し、基礎研修をはじめ、他の委員会とも連携し様々な研修を企画・実施していきます。
- ② 基礎研修Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの実施
日本社会福祉士会生涯研修制度に則った基礎研修を行います。多くの会員が運営に参加することで、基礎研修の場を、学びあいの場、学び直し場、連携構築の場とします。
- ③ 専門研修開催の検討
他府県の社会福祉士会からの情報収集の下、滋賀県の特徴を活かした独自の認証研修が実施できるよう、プロジェクトチームを組んで研修の運営を検討し、認定機構への研修認定申請を行えるよう進めていきます。
- ④ 近畿ブロック研修担当者会議、全国生涯研修委員会議への会員派遣
近畿ブロックや全国で開催される担当者会議に出席し、全国や他府県の動向を反映したセンターの運営を図ります。

(2) 多様な会員研修の実施

- ① Eラーニングの導入
日本社会福祉士会のEラーニングに団体加入することで、会員が多様なコンテンツを無料で視聴出来る環境を整えます。
- ② オンライン機器の貸し出し
ZOOMを実装したオンライン機器を活用することで、移動困難や地理的な制約等、諸事情により、集合型の研修に参加し難い会員に対し、オンラインで研修を聴講出来るようにします。併せてオンライン機器の貸し出等、各ブロックでの研修に活用出来るよう配慮します。

(3) スーパービジョン体制の整備

- ① スーパービジョン体制の構築に向けて、スーパーバイザー養成を行います。
- ② スーパーバイザー養成研修(日本社会福祉士会主催)の開催時の受講対象者への周知・申込支援等、増加すると予測される受講者の支援を行います
- ③ 認定社会福祉士・認定上級社会福祉士の取得や更新目的にとどまらず、本会会員の

資質向上を目的に、スーパーバイザーとスーパーバイザーのマッチングを中心としたサポートを本会が行うことにより、会員がスーパービジョンに取り組みやすい仕組みを整備します。

2. 社会福祉専門団体・行政・社会福祉士養成校協議会等との連携

(1) ソーシャルワーカー団体の連携推進

① 3団体合同会議の開催・参加

滋賀県社会福祉士会、滋賀県医療ソーシャルワーカー協会、滋賀県精神保健福祉士のソーシャルワーカー3団体合同会議の開催、参加による活動の連携を推進します。

② ソーシャルワーカー3団体合同研修会の開催(再掲)

(2) ソーシャルワーカーデーの取り組み(再掲)

ソーシャルワーカーの実践の推進と普及を図るための活動を関係団体と連携して実施します。

(3) 行政・他団体・機関等との協力・連携

行政・他団体・他機関等との協力・連携を図るため、各種の審査会や協議会等の委員として会員を推薦します。

【滋賀県関係】

1. 滋賀県社会福祉審議会委員
2. 滋賀県介護保険審査会委員
3. 滋賀県いじめ問題対策連絡協議会委員
4. 滋賀県立学校いじめ問題調査委員会委員
5. 滋賀県ケース・マネジメント・アドバイザー事業委員会委員
6. 滋賀県介護職員人材育成・確保対策連絡協議会委員
7. 滋賀県 2024 年に向けた介護人材確保対策検討部会委員
8. 滋賀県介護のしごと魅力発信事業 企画委員会・実行委員会委員
9. しが介護の職場合同入職式実行委員会委員
10. 滋賀県災害時要配慮者支援ネットワーク会議
11. 滋賀県いじめ再調査委員会委員
12. 滋賀県国民健康保険団体連合会介護給付費等審査委員会委員
13. 滋賀県地域養護推進協議会会員
14. 滋賀県再犯防止推進会議委員

15. 滋賀県再犯防止担当者会議委員
16. 滋賀県薬物依存症支援ネットワーク連絡会委員

【滋賀県社会福祉協議会関係】

17. 滋賀県社会福祉施策検討委員会委員
18. 滋賀県運営適正化委員会委員
19. 滋賀県契約締結審査会委員
20. 滋賀県介護・福祉人材センター運営委員
21. 滋賀県社会福祉学会実行委員・推進委員
22. 地域福祉権利事業あり方検討会議委員
23. 権利擁護支援総合アドバイザー派遣事業

【滋賀県立リハビリテーションセンター関係】

24. 滋賀県立リハビリテーションセンター総合リハビリテーション推進会議委員
25. 滋賀県立リハビリテーションセンター教育研修事業推進部会委員
26. 滋賀県多職種連携学会大会実行委員会委員

【滋賀県地域定着支援センター関係】

27. 滋賀県地域定着支援センター事業推進委員会委員
28. 地域定着促進事業司法福祉アセスメント委員会委員

【市町関係】

29. 大津市立小中学校いじめ等事案対策検討委員
30. 大津市成年後見・権利擁護支援センター支援地域連携ネットワーク協議会
31. 高島市障害支援区分認定審査会委員
32. 高島市社会福祉協議会第三者委員
33. 高島市権利擁護個別支援会議委員
34. 高島市権利擁護支援ネットワーク会議委員
35. 高島市高齢者虐待ネットワーク委員会委員
36. 高島市高齢者虐待ネットワーク会議代表者会議委員
37. 高島市児童発達支援センター苦情等解決に対する第三者委員
38. 草津市立いじめ問題調査委員会委員
39. 守山市障害支援区分認定審査会委員
40. 守山市地域ケア個別会議委員
41. 栗東市地域包括支援センター・地域密着型サービス運営協議会委員
42. 栗東市いじめ問題調査委員会委員

43. 栗東市介護給付適正化例外給付検討会委員
44. 野洲市個別地域ケア会議Ⅱ
45. 近江八幡市いじめ問題専門委員会委員
46. 東近江市介護保険運営協議会委員
47. 甲賀圏域権利擁護支援推進協議会委員
48. 彦根市高齢者・障害者虐待防止ネットワーク協議会委員
49. 彦愛犬権利擁護支援推進協議会および彦根市社会福祉協議会法人後見運営委員
50. 彦根市いじめ問題調査委員会委員
51. 彦根市成年後見制度利用促進基本計画推進委員会委員
52. 米原市権利擁護センター運営委員
53. 米原市高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク会議委員
54. 長浜市介護認定審査会委員
55. 長浜市高齢者虐待対応評価会議委員
56. 長浜市高齢者虐待防止ネットワーク協議会委員
57. 長浜市地域包括支援センター運営協議会委員
58. 長浜市高齢者保健福祉審議会委員
59. 長浜市成年後見・権利擁護関係者協議会委員
60. 長浜市成年後見・権利擁護センター受任調整会議委員
61. 長浜市地域連携ネットワーク会議委員
62. 日野町学校・子どもいじめ問題対策委員
63. 京都市いじめ問題調査委員会

【関係団体・機関関係】

64. 医療福祉の地域創造会議 賛助団体
65. 社会を明るくする運動 滋賀県推進委員会委員
66. 日本社会福祉士会 リーガルソーシャルワーク委員会委員
67. 成年後見センターもだま運営適正化委員会委員
68. 家事関係機関との連絡協議会委員
69. 受任候補者調整等検討委員会委員

3. 広報委員会の活動

ホームページ(オフィシャルブログ・会員専用ページ含む)、SNS(Instagram・x 等)、広報誌を活用し、本会の活動や社会福祉士(専門職)の実践などを、広く県民や関係機関等に対して周知・啓発を行うとともに、会員間での有益な情報の提供や共有を図ります。

(1) 広報委員会の体制の強化

社会福祉士の地道な実践や先進的な取り組みについて、幅広く把握し、的確に情報収集することが求められます。また、周知・啓発においては、内容に適した媒体を用い、魅力のある手法を取り入れる必要があります。このため、多くの会員の参画による委員会体制の強化を図りながら、活動を行っていきます。

(2) 広報誌「はーと・めーる」の発行

取材から編集に至る過程も、会員間の情報交換ととらえ、内容の充実を図ります。全会員への配布に加え、県内各機関へ送付し、本会および社会福祉士の活動の周知を図ります。

(3) ホームページ、SNS の管理運営および更新

電子媒体の特徴を活かして、研修やブロック活動の周知、会員との呼応など、ホームページ(オフィシャルブログ・会員専用ページ含む)、SNS(Instagram・X等)の管理・運用を図ります。

4. 災害対策支援委員会の活動推進

県内各福祉関係団体とともに大規模災害発生時、当会のネットワークや会員のエンパワメントを活かした活動を行うことを目的とします。県内各福祉関係団体との連携を強化し、災害(受援・支援など)に備えた活動の協議を行っていきます。滋賀県災害派遣福祉チームDWAT(Disaster Welfare Assistance Team)のチーム員養成への取り組みを、行政や他団体と協力して行っていきます。

(1) 事業概要

滋賀県災害派遣福祉チームDWATにかかる意見交換や災害時の要配慮者支援ネットワークの会議等が、行政や各団体と行われており、運営要綱や協定書、マニュアル作成等も進められています。大規模災害等の発生に備え、引き続き行政や各団体と協働して活動できるよう、滋賀県社会福祉士会としてのマニュアル整備や登録フォームなどの形づくりを協議し、滋賀県DWAT養成研修への参加の呼びかけを行っていきます。また、日本社会福祉士会や近隣県士会が定めるガイドライン等と整合を図りながら、滋賀県社会福祉士会としてのガイドラインを整備し、会員の緊急連絡や安否確認等の連絡ツールの協議を進めていきます。

(2) 委員会活動等の取り組みおよび協議事項

- ① 滋賀県社会福祉士会の災害時対応ガイドラインの整備
- ② 滋賀県災害派遣福祉チーム(しがDWAT)チーム員養成研修への会員の参加
- ③ 滋賀県災害派遣福祉チーム(しがDWAT)チーム員登録者拡大のための県士会として研修会の実施
- ④ 滋賀県災害派遣福祉チーム(しがDWAT)チーム員活動マニュアルの運用に向けて、滋賀県や関係団体等との連携及び提言
- ⑤ 登録者名簿、緊急連絡網等の活用ツールの協議・検討
- ⑥ 能登半島地震被災者見守り相談支援事業への協力

5. 社会福祉の魅力の創出と発信・新規入会の働きかけ

(1) 「しがけあ」への参画

滋賀県(しが)の介護(ケア)の魅力を発信するプロジェクトに参画し、社会福祉に関わる実践の魅力を発信します。

(2) 新規入会促進キャンペーン

30歳未満の社会福祉士有資格者の入会時の負担を軽減するため、日本社会福祉士会と全国の都道府県社会福祉士会が協力し、入会金と初年度の会費を免除する取り組みを継続して実施します。

(3) 近畿ブロック共通パンフレットの活用

ソーシャルワーカー専門職である社会福祉士の役割・活動について、わかりやすくまとめたパンフレットを近畿2府4県の社会福祉士会が協力して作成しました。

上記に併せて、本会の活動の紹介や入会呼びかけのメッセージの入ったパンフレット等を 活用し、あらゆる機会をとらえ、本会活動の周知を図ります。

6. 地域単位の組織化・会員相互の交流の推進

(1) ブロック活動の推進

活動の一層の活性化を図るため、福祉圏域を単位とするブロック活動、世代や職域を基盤とした活動や、ブロックや世代・職域を横断した会員相互の交流の推進を図ります。これらの活動を支援することで、会員がその実践において困難を抱えたとき、身近な会員に相談しやすい関係づくりを促進します。

(2) ICT機器を用いた会員相互の交流の推進

a. オンライン会議システムの貸し出し

オンライン会議システムを委員会やブロックに貸し出すことで、各地で開催されている研修の配信や、会議や交流会への導入など、移動困難や地理的な事情等により現地参加の難しい会員への参加の機会を増やします。

b. 会員専用オンラインコミュニティの運用

希望する会員が参加出来る、会員専用オンラインコミュニティ(会員専用チャット)を開設し、質問が出来たり、情報を共有出来たりする環境を整えます。

7. 基金の運営

これからも増大する県民の社会福祉に関するニーズに的確に応え、会の発展と将来に向けて、利便性の高い、情報管理等のセキュリティにも配慮した長期的活動の基盤機能を備えた事務所の継続的な確保とともに、成年後見活動において、より適切な後見活動が行えるような体制整備を検討する必要があることから、各会員からの寄付による2つの基金を設置しています。

(1) 事務所整備基金

事務所の整備のために、各会員の判断による寄付により創設する基金で、各会員からの寄付申し出により積み立てます。社会福祉および本会を取り巻く環境の変化に合わせて、本会の目的を達成するために活用していきます

(2) ぱあとなあ基金

本基金は「成年後見センターぱあとなあ滋賀(当時)」の成年後見活動における報酬が付与されない事例に対する会員活動費の補填や法人後見実施のために創設された基金です。その後、成年後見人に対する報酬助成制度の整備が進むとともに、ぱあとなあは「権利擁護センターぱあとなあ滋賀」として、より広く権利擁護に関する役割を求められるようになっていきます。今後のぱあとなあの事業展開に合わせて活用していきます。

8. 理事会の定例開催等

必要に応じ開催している理事会について、定例開催とし、特に議決事項が生じた場合には、臨時的に理事会に開催するなど、会議運営の効率化を図ります。(定例開催5月、10月、2月)

このことに伴い、会長専決規程の整備を検討します。

9. 事務局体制の整備・充実

事務局は公益社団法人の「要」です。会員数の増加に伴い、事務局員の働き方等、社会情勢に応じた検討を継続して行うとともに、会員の主体的な参加と協働をサポートする事務局運営を促進します。

- ① 安定した事務局職員体制の維持を目指した業務効率化
 - ・ 事務所スペースの拡大と備品等の整備(基金の活用)
 - ・ 情報セキュリティ対策の促進
 - ・ インボイスへの対応準備(2027年度から適用)
- ② 公益社団法人としての事務処理体制の確立
- ③ 事務局通信の発行(毎月)

10. 近畿ブロック社会福祉士会の運営

滋賀県・大阪府・兵庫県・京都府・和歌山県・奈良県の各社会福祉士会で、近畿ブロック社会福祉士会を構成しています。

それぞれの府県の持ち味を生かし、研究研修大会、大規模事業への参画、事業の相互協力などを行っています。

毎年持ち回りで幹事会を務めます。2026年度は滋賀県が幹事県となり、大きく次の事業を担当します。

- ① 近畿ブロック研究・研修大会滋賀大会の企画・運営
- ② 近畿ブロック事務局の運営：代表者会議をはじめとする事業別会議の開催

11. 公益社団法人日本社会福祉士会との連携事項

- ① 正会員としての参画(6月総会、9月会長会議、3月臨時総会)
- ② 各種委員会活動への参画
- ③ 一部事務委託
- ④ 第33回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会青森大会への参加促進
- ⑤ 日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会滋賀大会開催に向けた検討